

建築基準法（以下「法」といいます。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部指導課において一般の縦覧に供します。

平成17年4月5日

京都市長 梶本頼兼

1 申請者の住所及び氏名

京都市伏見区桃山与五郎町1番地342 小西義治

2 建築協定の名称

京都市伏見区桃山与五郎町地区建築協定

3 建築協定区域

京都市伏見区桃山与五郎町1番地8から1番地24まで、1番地26から1番地33まで、1番地36から1番地44まで、1番地46、1番地48、1番地49、1番地51、1番地52、1番地54から1番地59まで、1番地64、1番地66、1番地68、1番地70から1番地75まで、1番地77から1番地81まで、1番地83、1番地85から1番地91まで、1番地93から1番地119まで、1番地121から1番地123まで、1番地125から1番地129まで、1番地131、1番地132、1番地134、1番地135、1番地137、1番地138、1番地140、1番地142から1番地144まで、1番地146から1番地156まで、1番地160、1番地161、1番地163から1番地165まで、1番地167から1番地169まで、1番地171、1番地172、1番地175から1番地177まで、1番地179から1番地183まで、1番地187、1番地192から1番地202まで、1番地204、1番地

206, 1番地 208 から 1番地 210 まで, 1番地 212, 1番地 213, 1番地 215, 1番地 216, 1番地 218 から 1番地 227 まで, 1番地 265 から 1番地 267 まで, 1番地 269, 1番地 271, 1番地 284 から 1番地 288 まで, 1番地 290, 1番地 292, 1番地 294 から 1番地 296 まで, 1番地 300 から 1番地 303 まで, 1番地 330 から 1番地 334 まで, 1番地 340 から 1番地 344 まで, 1番地 346 から 1番地 350 まで, 1番地 352 から 1番地 355 まで, 1番地 399 から 1番地 402 まで, 1番地 408 から 1番地 411 まで, 1番地 415, 1番地 417 から 1番地 420 まで, 1番地 422 から 1番地 429 まで, 1番地 433, 1番地 434, 1番地 439, 1番地 445 から 1番地 448 まで, 1番地 450 から 1番地 452 まで, 1番地 454, 1番地 455, 1番地 470, 1番地 473 から 1番地 475 まで, 1番地 477 から 1番地 481 まで, 1番地 483 から 1番地 488 まで, 1番地 490, 1番地 491, 1番地 494, 1番地 495, 1番地 498 から 1番地 501 まで, 1番地 503 から 1番地 506 まで, 1番地 508 から 1番地 514 まで, 1番地 516 から 1番地 520 まで, 1番地 522 から 1番地 524 まで, 1番地 526 から 1番地 532 まで, 1番地 534 から 1番地 537 まで, 1番地 542 から 1番地 544 まで, 1番地 548, 1番地 549, 1番地 552, 1番地 553, 1番地 558 から 1番地 560 まで, 1番地 562, 1番地 563, 1番地 565, 1番地 566 及び 1番地 569

#### 4 建築協定区域隣接地

京都市伏見区桃山与五郎町 1番地 25, 1番地 34, 1番地 35, 1番地 45, 1番地 47, 1番地 50, 1番地 53, 1番地 60, 1番地 76, 1番地 82, 1番地 84, 1番地 92, 1番地 120, 1番地 124, 1番地 136, 1番地 139, 1番地 141, 1番地 166, 1番地 170, 1番地 173, 1番地 174, 1番地

184, 1番地 186, 1番地 188 から 1番地 191 まで, 1番地 207, 1番地 217, 1番地 240, 1番地 276, 1番地 289, 1番地 291, 1番地 297 から 1番地 299 まで, 1番地 345, 1番地 356, 1番地 421, 1番地 437, 1番地 440, 1番地 443, 1番地 453, 1番地 471, 1番地 472, 1番地 476, 1番地 482, 1番地 489, 1番地 492, 1番地 493, 1番地 502, 1番地 507, 1番地 525, 1番地 545, 1番地 561, 1番地 568 及び 1番地 571

5 建築協定の事項

建築物の敷地, 位置, 構造, 用途, 形態及びその他の事項

6 建築協定の期間

10 年間

7 認可年月日及び番号

平成 17 年 3 月 31 日第 4 号

(都市計画局建築指導部指導課)